

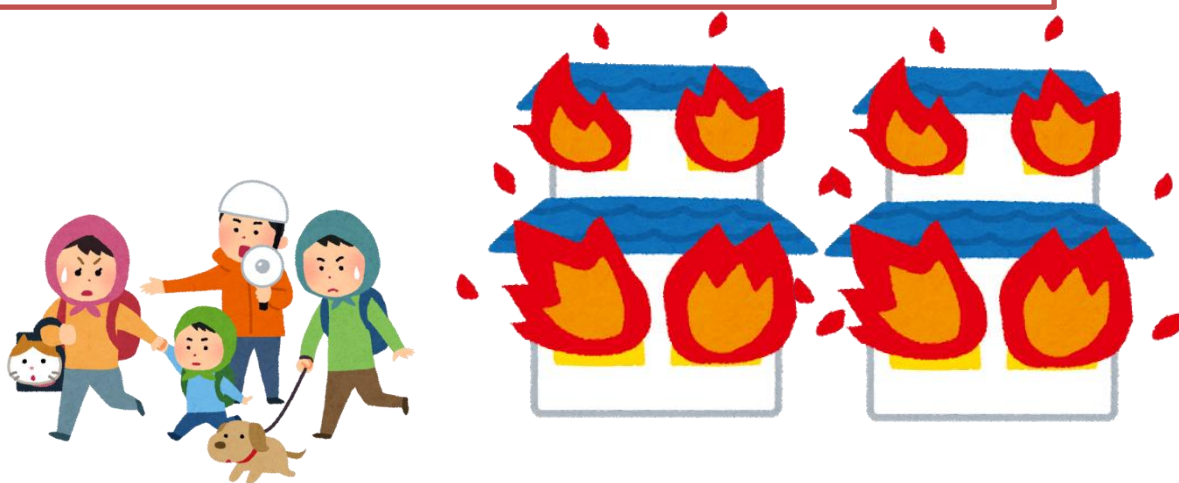
感震ブレーカー(簡易タイプ)設置助成制度 の手引き

国立市では、地震発生時における被害の減少及び自助による市民の防災力の向上を目的として、火災危険度ランクが比較的高い地域の居住者等が、地震による住宅の出火及び延焼を防止するために感震ブレーカー（簡易タイプ）を設置する場合、その費用の一部を助成する制度を創設しました。

この手引きをご一読いただき、国立市の減災のために一人でも多くの方のご協力をいただけると幸いです。

**国立市減災対策推進アクションプランの4つの視点のうち、
「『た』・・・建物を火から守ろう内外で」**

に効果がある取り組みです。



◆申請に必要となる様式は、市のホームページからもダウンロードできます。

【問い合わせ・提出先】

国立市行政管理部防災安全課防災・消防係

〒186-8501 国立市富士見台 2-47-1

電話 042-576-2111 内線 145～147

FAX 042-576-0264

地震による火災の過半数は電気が原因です

平成23年3月の東日本大震災では、本震による火災件数の過半数が電気関係の出火でした。地震が引き起こす電気火災とは、地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電が復旧したときに発生する火災のことをいいます。代表的なものとしては、白熱灯の落下による出火や電気コードの断線等による出火があります。

感震ブレーカーとは

感震ブレーカーとは、地震時に一定以上の揺れを感知した場合に自動的に通電を遮断し、電気に起因する火災を防ぐ器具をいいます。感震ブレーカーの設置は、不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に電気火災を防止する有効な手段です。

分電盤タイプ(内蔵型)

分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを切って電気を遮断します。



費用:約5~8万円(標準的なもの)
※電気工事が必要

分電盤タイプ(後付型)

分電盤に感震機能を外付けするタイプで、センサーが揺れを感知し、ブレーカーを切って電気を遮断します。

※漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能



費用:約2万円
※電気工事が必要

コンセントタイプ

コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断します。

(埋込型)

壁面などに取り付けて使うもの

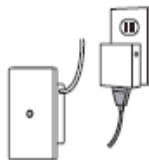
※電気工事が必要



(タップ型)

既存のコンセントに差し込んで使うもの

※電気工事が不要



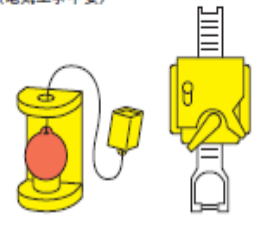
費用:約5千円~2万円程度

簡易タイプ

ばねの作動や重りの落下などによりブレーカーを切って電気を遮断します。

費用:約2~4千円程度

※ホームセンターや家電量販店で購入可能
(電気工事不要)



おもり玉式

バネ式

こちらが対象です。

助成の対象

(1) 助成の対象となる感震ブレーカー

助成の対象となる感震ブレーカーは、以下の2つの要件を満たすものです。

- ① “ばねの動作”や“重りの落下”などによりブレーカーを切って電気を遮断する「簡易タイプ」の感震ブレーカーであること。
- ② 内閣府の感震ブレーカー等の性能評価ガイドラインに定める簡易タイプの性能評価に基づき、一般財団法人日本消防設備安全センターによる認証を受けたものであること。

【注意】簡易タイプ以外の感震ブレーカー（分電盤タイプ、コンセントタイプ等）は助成の対象外となりますのでご注意ください。

(2) 助成の対象者

助成対象者は、市内の住宅に居住し、又は住宅を所有している者で、感震ブレーカー（簡易タイプ）を新たに購入し、当該住宅に設置しようとするものです。

助成対象経費と助成金の額

助成金の対象となる経費は、感震ブレーカー（簡易タイプ）の購入及び設置に要する費用とし、助成金の額は、助成対象経費の実支出額とし、2,000円を限度とします。なお、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

この助成金の交付は、1世帯当たり1回となります。

例1) 3,500円の感震ブレーカー（簡易タイプ）を購入した場合。

A: 助成対象経費の実支出額 3,500円

B: 限度額 2,000円

⇒ 助成金の額はBの2,000円となります。

例2) 1,980円の感震ブレーカー（簡易タイプ）を購入した場合。

A: 助成対象経費の実支出額 1,980円 ⇒ 1,000円（千円未満切り捨て）

B: 限度額 2,000円

⇒ 助成金の額はAの1,000円となります。

※助成対象経費の実支出額が999円以下の場合、助成金は受けられません。

助成金の交付手続き

以下の(1)～(3)の手続きが必要です。

<p>(1)交付申請</p>	<p>市に申請 【提出書類】 国立市感震ブレーカー(簡易タイプ)設置助成金交付申請書(第1号様式) 【注意】申請前に購入してしまった場合、助成金の交付は受けられません。</p>
<p>(2)購入・設置</p>	<p>交付決定通知を受け、購入した感震ブレーカーの取扱説明書をよく読み、安全面に配慮して、設置してください。 【注意】交付決定を受けてから購入してください。 交付決定前に購入してしまった場合、助成金の交付は受けられません。</p>
<p>(3)実績報告書・請求書の提出</p>	<p>設置完了後 【提出書類】 ① 国立市感震ブレーカー(簡易タイプ)設置助成金実績報告書(第5号様式) ② 国立市感震ブレーカー(簡易タイプ)設置助成金請求書(第6号様式) ③ 購入したことを証明する領収書(写し) ※領収書等には品名が記載されていること 【提出期限】 申請年度末まで(3月末)に上記書類の提出がない場合は、助成金の支払いはできません。</p>

助成金の交付決定後、申請を取り下げる場合

助成金の交付決定を受けた後に、感震ブレーカーの購入・設置を取り止めるときは、国立市感震ブレーカー（簡易タイプ）設置助成金交付申請取下書（第3号様式）に取り下げる理由を記載し、市長に提出してください。

市長は、申請の取り下げがあったときは、交付決定を取り消し、国立市感震ブレーカー（簡易タイプ）設置助成金交付決定取消通知書（第4号様式）により、当該交付決定者に通知します。

その他

(1) 交付決定の取消し

市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該助成金の交付決定を取り消すことができます。

- ① 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
- ② この要綱の規定に違反したとき。
- ③ 助成金を感震ブレーカー（簡易タイプ）の設置以外の用途に使用したとき。

市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、国立市感震ブレーカー（簡易タイプ）設置助成金交付決定取消通知書（第4号様式）により、交付決定者に通知します。

(2) 助成金の返還

市長は、助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとします。

(3) 免責

助成金の交付は、感震ブレーカー（簡易タイプ）の設置により、地震発生時の家屋の出火及び延焼から生命及び財産を守ることを保証するものではありません。市は、感震ブレーカー（簡易タイプ）を設置した住宅において地震による出火及び延焼により発生した被害については、その責任を負いません。

- ◆ 申請に必要となる様式は、防災安全課窓口で配布しているほか、市のホームページからもダウンロードできます。